

諮問日：令和元年9月12日（令和元年度（最個）諮問第3号）

答申日：令和2年7月21日（令和2年度（最個）答申第3号）

件名：特定日時に最高裁判所に電話相談した内容に係る保有個人情報の不開示判断（不存在等）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

苦情申出人が特定日時頃に最高裁判所事務総局広報課の特定の職員に電話相談した全ての内容に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件対象個人情報が記録された司法行政文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年7月4日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 最高裁判所相談窓口の職員が相談内容を記録していないのは不合理であり、後日相談内容の開示を求めると宣告しているのに「応接録」を作成しないのは、国家公務員法82条2項後段に該当する。
- 2 保有個人情報不開示通知書を普通郵便で親展ともせず、郵送する行為は個人情報の保護に関する法律に違反する違法行為である。

また、書留郵便を利用することなく、本人の同意・連絡なしに普通郵便で郵送することは民法90条に反する行為である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所において、本件対象個人情報に記載された司法行政文書を探索したが、当該文書の存在は確認できなかった。

なお、電話対応の際に一般的に聴取書の作成を要するものではなく、広報課において問合せがあった場合、基本的にその場で回答できる範囲で対応しており、対応結果を文書で残すことは行っていない。

- 2 取扱要綱記第4の6の(2)には、開示の申出があった保有個人情報の全部を開示しない場合には、開示申出人に対し、その旨を書面で通知すると定められており、平成27年4月6日付け事務総長通達「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱の実施の細目について」（以下「実施細目」という。）記第4の5の(2)には、取扱要綱記第4の6の(2)による通知は、開示申出人に対し、保有個人情報不開示通知書を交付し、又は郵送する方法によると定められている。そして、同通知書を普通郵便で郵送するにあたって、申出人の同意を得ることや親展とすることは求められていない。

なお、取扱要綱及び実施細目は、申出人が主張する各法律に違反するものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 令和元年9月12日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月30日 | 苦情申出人から意見書を收受 |
| ④ | 同年12月20日 | 審議 |
| ⑤ | 令和2年1月24日 | 審議 |
| ⑥ | 同年6月19日 | 審議 |
| ⑦ | 同年7月17日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、最高裁判所の職員が苦情申出人の相談内容を記録していない

のは不合理である旨を主張する。

しかしながら、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、裁判所の職員が電話で対応した場合に、その全てについて聴取書が作成されるものではなく、また、最高裁判所事務総局広報課に対して問合せがあった場合には、基本的にはその場で回答できる範囲において対応し、その対応結果を文書で残すことは行っていないことから、本件対象個人情報を記録した司法行政文書は作成し又は取得していないとのことである。外部からの問合せや相談など多種多様な電話対応の内容について、電話による相談等とその対応の事情に照らせば、その都度その全てについて文書を作成することが必要であるとはいえないことに加え、苦情申出人は本件開示の申出に係る相談内容を明らかにしておらず、それが文書の作成を要するようなものであるか不明であることも踏まえれば、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件対象個人情報を記録した司法行政文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件対象個人情報を記録した司法行政文書を保有していないと認められる。

よって、苦情申出人の上記主張は採用できない。

- 2 また、苦情申出人は、本件開示の申出に係る保有個人情報不開示通知書を普通郵便で郵送したことは違法である旨を主張するが、同主張は原判断の当否に関する苦情とはいえないから、取扱要綱記第8の1に定める苦情には該当しないと考えられる。なお、上記の郵送の方法について、苦情申出人が主張する各法律に違反するとはいえない。
- 3 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件対象個人情報を記録した司法行政文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子